

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年9月4日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400045号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400060号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑥までの標準賞与額を、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの別表の第3欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①、②及び⑥の標準賞与額を、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び⑥の別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額(別表の第3欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年7月27日  
② 平成28年12月20日  
③ 平成29年7月28日  
④ 平成29年12月28日  
⑤ 平成30年8月2日  
⑥ 平成30年12月28日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①、②、③及び⑥に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額の記録がないので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

また、A社に勤務している期間のうち、請求期間④及び⑤に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、当該期間の標準賞与額の記録を保険給付の対象となる

記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された請求者の請求期間①から⑥までに係る年間賃金台帳（項目別）（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写しにより、請求者は当該期間に同社から、別表の第1欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料について納付した旨陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者の請求期間①、②及び⑥について、賃金台帳により、請求者は当該期間にA社から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び⑥に係る標準賞与額については、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求者の請求期間①、②及び⑥における別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第3欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準賞与額
①	10万円	9万3,000円	9万3,000円	10万円
②	10万円	9万3,000円	9万3,000円	10万円
③	20万円	20万円	20万円	—
④	20万円	19万9,000円	19万9,000円	—
⑤	20万円	19万9,000円	19万9,000円	—
⑥	20万円	19万9,000円	19万9,000円	20万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400340号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400023号

## 第1 結論

請求期間のうち、平成12年4月から平成13年10月までの期間、平成14年9月から平成15年6月までの期間及び同年7月から平成16年6月までの期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成17年\*月から平成19年\*月までの期間については、国民年金保険料を重複して納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年4月から平成13年10月まで  
② 平成14年9月から平成15年6月まで  
③ 平成15年7月から平成16年6月まで  
④ 平成17年\*月から平成19年\*月まで

私の妻は私の年金受給額を増やすため、国民年金保険料が免除された請求期間①、②及び③の追納分の国民年金保険料、未納となっていた平成17年度分の国民年金保険料及び平成18年度の前納分の国民年金保険料を生命保険の積立金及び預貯金から準備して、平成18年4月20日にA社会保険事務所(当時)で、まとめて納付(90万千数百円)したのに、請求期間①、②及び③の追納分だけが免除期間のままとされているとして訂正請求を行い記録訂正は認められなかったが、これは妻の記憶違いであった。

妻は、平成18年4月20日に平成17年度分の国民年金保険料及び平成18年度の前納分の国民年金保険料を生命保険の積立金から準備して\*円をA社会保険事務所で納付し、3枚の領収証書を受け取った際に、ほかに納付可能な期間があるとして国民年金保険料の納付額を教えられ、金額を書いた紙を渡された。妻は後日、定額貯金から準備して、私が60歳になるまでの期間に、紙に書かれた金額90万1,638円をA社会保険事務所で納付した。納付した90万1,638円は、請求期間①、②及び③の追納分の国民年金保険料(前回の訂正請求と同期間)並びに既に納付した請求期間④の国民年金保険料であったと思うが、このときの領収証書はもらっていない。調査の上、請求期間①、②及び③を追納期間として記録を訂正し、重複して納付した請求期間④の国民年金保険料を還付してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 免除期間の国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を追納したとする請求者の妻は、A社会保険事務所において、追納の申込みに係る説明がなかったため、追納の申込みは行っていない旨陳述しており、オンライン記録においても、請求者の免除期間に係る追納の申込記録は確認できないこと、ii) 日本年金機構は、平成18年の領収済通知書については、保存期間経過により保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の追納について確認することができないこと、iii) 請求者から提出された平成18年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料の金額及び請求者に係るオンライン記録により確認できる平成18年中の控除証明書発行事蹟の納付済額合計は、請求者から提出された領収証書の合計金額と同額(\*円)であることが確認でき、請求期間①、②及び③の追納分の国民年金保険料をまとめて納付した状況はうかがえないこと、iv) 請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(国民年金保険料追納申込承認通知書、家計簿等)はなく、当該期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に令和6年1月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の請求内容は妻の記憶違いであり、平成17年度分の国民年金保険料及び平成18年度の前納分の国民年金保険料を平成18年4月20日にA社会保険事務所において納付した際に、ほかに納付可能な期間があるとして国民年金保険料額を提示され、後日、請求期間の国民年金保険料を納付したとして、妻が納付額を記載したとするメモを提出し、請求期間④を含めて再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者の妻は、平成18年5月から請求者が60歳になるまでの期間に、提示された金額どおり90万1,638円を納付した旨陳述しているところ、当該金額は、当該期間に請求期間①から④までの国民年金保険料を納付した場合の保険料額とは一致しない。

また、請求者の妻は、90万1,638円を納付した当日に、自身の姉に会い、国民年金保険料の納付について話をした旨陳述していることから当該姉に聴取を行ったが、国民年金保険料を納付したことは聞いたが、具体的なことは分からない旨の陳述であった。

さらに、請求者は、請求期間①から④までの領収証書は発行されなかった旨陳述している上、追納した国民年金保険料を社会保険料控除額に計上できるとは考えていなかったため、当該期間の国民年金保険料については確定申告の際に申告していない旨陳述していることから、当該期間の国民年金保険料が納付されたことを確認することができない。

したがって、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を追納し、請求期間④の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400041号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400059号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年9月1日から平成23年12月1日まで

A社の代表取締役として勤務している期間のうち、請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。A社の従業員には厚生年金保険の加入記録があるのに、代表取締役である私に加入記録がないことに納得できないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の代表取締役(以下「事業主」という。)であり、現在も事業主であることが同社に係る商業登記簿謄本により確認することができる。

しかしながら、請求者は、A社に係る請求期間当時の賃金台帳等の資料について、事務所の移転に伴い破棄してしまい、保管していない旨回答及び陳述している上、請求者は、同社の役員及び従業員に対する調査について希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A社から請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されたと仮定した場合、請求期間において複数回にわたり標準報酬月額に係る届出等を提出する必要があったこととなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)が当該届出について記録していないとは考え難い。

さらに、請求者は、平成15年10月17日にB市からC市に転居していることが確認できる。B市において請求者の国民健康保険の加入情報は不明であったものの、C市においては、同日から平成26年12月10日までの期間について、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。